

むつ市 第2期地域福祉計画

01

計画の概要

(1) 計画の位置付け

- ◎本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」であり、本市が地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。
- ◎また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく、「地方再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」についても包含した計画とします。
- ◎さらに、本市の地域福祉を推進するうえで両輪となる、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

02

再犯防止推進計画

- ◎国や県の取り組みを踏まえ、国・県からの情報の活用や実施する施策への協力を仰ぐなど、連携を深めるとともに、地域の団体等との協働による包括的な支援を基本として、再犯防止に向けた取り組みを推進します。

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 | |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 令和5年度 (2023) | 令和8年度 (2026) | 令和10年度 (2028) |
| 犯罪をした人の立ち直りに協力したい(してもよい)の割合(アンケート結果) | 43.3% | 46.6% | 50.0% |

03

成年後見制度利用促進計画

- ◎認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が必要とするときに成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、権利を尊重・擁護し、地域で安心して生活できる社会を実現するため、「中核機関等の整備」、「地域連携ネットワークの構築(協議会等の設置)」を基本に取り組みを推進します。

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 | |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 令和5年度 (2023) | 令和8年度 (2026) | 令和10年度 (2028) |
| 成年後見制度について聞いたことがある人の割合(アンケート結果) | 56.1% | 65.0% | 70.0% |



地域福祉にかかると課題・方向性の整理

基本理念

『次世代へつなぐ、地域のきずな・人と資源、安心して共に暮らすことのできるまちづくり』

1 地域の絆の再構築
【基本目標1】

- ◎地域で暮らす人たち全員で支え合う体制をつくっていくことが必要
- ◎住民同士が思いやり、コロナ禍で失われた地域のつながり・絆を改めて、構築していくことが必要

5 自立した生活への支援
【基本目標3】

- ◎健康づくりに関する様々な諸事業を展開しているが、健康増進事業など市民の認知度が低い事業もあり、周知方法を検討する必要がある
- ◎地域での自立した生活や暮らしやすさにつながるよう、相談しやすい体制づくりとサービス提供体制基盤の確保を図ることが重要

2 地域活動の充実
【基本目標2】

- ◎地域の福祉力向上には若い世代も含めた、地域住民全員の力が不可欠
- ◎年齢や立場にかかわらず、すべての人が地域を構成する住民という自覚を促し、地域の担い手となるよう働きかける必要がある

6 包括的な支援体制の構築・強化
【基本目標4】

- ◎様々な課題を抱えた中でも相談しやすい包括的な相談支援体制の構築に努める
- ◎地域の多職種が連携した重層的な支援体制の強化を図ることが重要

3 防災・防犯力の強化
【基本目標2】

- ◎災害時を想定した支援体制の強化を図っていくことが必要
- ◎地域での見守りの体制づくりや、犯罪、交通事故等に関する予防周知・啓発を図るなど地域住民の安心安全な生活を守るための取り組みの充実を図ることが重要

7 権利擁護の推進
【基本目標4】

- ◎本市で暮らす人の権利、人権が守られるよう、正しい情報の発信や意識啓発に努める
- ◎権利擁護にかかる制度・事業が必要となったときに、安心して利用できるよう支援をしていく必要がある

4 必要な人に届く情報発信
【基本目標2】

- ◎情報を受け取る人を意識した、アクセスのしやすい情報発信の方法を検討し、情報や支援を必要としている人が、必要な情報にたどり着ける仕組みの構築が必要

8 暮らし続けたいまちづくり
【基本目標5】

- ◎不法投棄をはじめとするごみに関する問題の解決や、日常的な交通手段の確保、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進など、安心して暮らし続けたいまちづくりを推進していく必要がある

基本目標1. 理解と交流づくり

施策1 地域を担う人材の育成

施策2 地域資源の維持と有効活用

団体等の支援を受けながら、市民が活動するキッカケをつくれるよう、研修会や講座等の開催、活動を見学したり体験する機会を設け、身近なところから「我が事」と感じてもらえるよう取り組みを進めることで、福祉の担い手や人材の確保につなげます。

また、本市がこれまで築き上げてきた地域資源を次の世代につなぐとともに、資源を有効に活用し、市内外の人や地域と交流機会の創出に努めます。

基本目標2. 参加と居場所づくり

施策3 情報発信・情報共有・情報の適正管理の仕組みづくり

施策4 集いと憩いの地域社会の保全

施策5 地域の防犯力の向上

↳ 再犯防止推進計画

施策6 地域の防災力の向上

施策7 地域活動の保全と交流の促進

コミュニティセンターや公民館などを活用した居場所づくりや日常生活における地域の交流などを通じて、子どもや高齢者、障がいのある人などへの見守りや声かけなど、日頃のコミュニケーションを推進するとともに、地域福祉活動の現状、課題を共有し、住民自身が考え、動いていく支え合いの地域づくりを推進します。

基本目標3. 自立に向けた生活支援の継続

施策8 健やかであるための生活習慣づくり

施策9 健康寿命を延ばす取り組み

施策10 子ども・子育て支援と生きがいのある生活

施策11 就労と社会的自立の支援

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会参加や就業機会を確保するなどの支援体制の整備を進め、市民一人ひとりが自分らしく過ごしていけるよう環境づくりを推進します。

基本目標4. ゆりかご前から安心できる仕組みづくり

施策12 総合的な相談機能の整備

施策13 福祉・医療サービスの適切な利用推進

施策14 権利擁護と見守りの体制

↳ 成年後見制度利用促進計画

子どもを生み育て、地域で安心して生活を送るために、地域医療の充実が求められていることから、市や関係機関をはじめとする多様な主体と連携を強化し、地域全体で切れ目のない支援体制の構築を図ります。

また、日常生活やサービスの利用機会において、個人の権利や尊厳が守られるよう、権利擁護の取り組みと、地域で見守る体制の整備を推進します。

基本目標5. 安心のあるまちづくり

施策15 暮らしやすいまちづくり

バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を意識した暮らしやすい生活環境づくりに取り組むほか、公園の維持管理やゴミの投棄に関する啓発、花とみどりのまちづくりを進め、歩きたくなるまちづくりを推進します。

また、次代を担う若い世代の定住につながるよう、定住促進施策との連携も図ります。

05

成果目標

◎基本目標ごとに数値目標を設定し、それぞれの基本目標の達成に向けて施策を推進します。

基本目標1:理解と交流づくり

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 令和5年度 (2023) | 令和8年度 (2026) | 令和10年度 (2028) |
| 地域活動に参加している割合【アンケート結果】※ | 49.0% | 52.5% | 56.0% |
| ボランティア活動に参加したことがある割合【アンケート結果】 | 27.8% | 29.9% | 32.0% |

※「参加していない」「無回答」を除いた割合。

基本目標2:参加と居場所づくり

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 令和5年度 (2023) | 令和8年度 (2026) | 令和10年度 (2028) |
| 隣近所の人との付き合いがある割合【アンケート結果】 | 85.2% | 87.1% | 89.0% |
| 近くの避難場所または避難所を知っている割合【アンケート結果】 | 78.8% | 79.9% | 81.0% |

基本目標3:自立に向けた生活支援の継続

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | |
|-------------------------------------|------------------|-----------------|------------------|
| | 令和5年度 (2023) | 令和8年度 (2026) | 令和10年度 (2028) |
| メタボリックシンドローム該当者及び予備群者数の割合【特定健康診査事業】 | 34.3% (令和3年度) | 31.3% | 30.3% |
| 生活困窮者を地域で支えることが必要だと思う割合【アンケート結果】 | 53.8% | 57.4% | 61.0% |

基本目標4:ゆりかご前から安心できる仕組みづくり

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 令和5年度 (2023) | 令和8年度 (2026) | 令和10年度 (2028) |
| 悩みや不安を感じたときの相談相手がいる割合【アンケート結果】※ | 87.2% | 88.3% | 89.5% |
| 人権や権利擁護について関心がある割合【アンケート結果】 | 83.7% | 86.8% | 90.0% |

※「誰に相談したら良いかわからない」「相談しない」「無回答」を除いた割合。

基本目標5:安心のあるまちづくり

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | |
|------------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 令和5年度 (2023) | 令和8年度 (2026) | 令和10年度 (2028) |
| むつ市に住み続けたい割合【中高生アンケート】 | 37.0% | 39.5% | 42.0% |

むつ市 第2期地域福祉計画

令和6年3月発行/発行者 むつ市福祉部福祉政策課

〒035-8686 青森県むつ市中央1丁目8番1号/電話:0175-22-1111/FAX:0175-22-5044

ホームページ: <http://www.city.mutsu.lg.jp/>